特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険の資格管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑西市は、国民健康保険の資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険の資格管理に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託 先による情報の不正入手、不正な使用等への対策として、事業者選定の際に事業者のセキュリ ティ体制を確認し、併せて個人情報、秘密保持に関して契約に含めることとしている。

評価実施機関名

筑西市長

公表日

令和5年7月21日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	国民健康保険の資格管理に関する事務				
②事務の概要	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、 資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。				
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等				

2. 特定個人情報ファイル名

国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 資格情報(世帯)ファイル 世帯所得区分情報ファイル

3. 1	悃し	∖番号の)利用
	-	A EE . 7 A . 1	

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条

、 、国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

 (選択肢>

 (選択肢>

 (1) 実施する

 (2) 実施しない

 (3) 未定

■情報照会の根拠

番号法第19条8号、別表第二の第42、44 項

並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第25条、第26条

■情報提供の根拠

②法令上の根拠

番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項

並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3

■オンライン資格確認の準備業務

番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)、並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署

 ①部署
 保健福祉部 医療保険課

 ②所属長の役職名
 医療保険課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先保健福祉部 医療保険課8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先保健福祉部 医療保険課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上					
いつ時点の計数か	令和5年6月23日 時点					
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満					
いつ時点の計数か	令和5年6月23日 時点					
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> (選択肢) 2)発生なし					

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評	価書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価 施機関に	-	重点項目記	平価書又は全	3) 基礎項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(情報提信	共ネットワークシス・	テムを通し	こた入手を	徐く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	_
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱し	いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託ヤ	情報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供	供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
6. 情報提供ネットワークシ	ステム。	との接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外	部監査
9. 従業者に対する教育・	客発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行うという。 2) 十分に行っている。	

変更箇所

変更箇	所				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月12日	1. 特定個人情報を取り扱う 事務 ③システムの名称 1. 特定個人情報を取り扱う	被保険者マスタ作成システム	削除	事後	年度途中でシステムが変更 になったため。 年度途中でシステムが変更
令和1年6月12日	1. 特定個人情報を取り扱う 事務 ③システムの名称	次期国保情報集約システム	国保総合システム	事後	年度途中でシステムが変更 になったため。
令和2年3月10日		「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」及び「万数手続における特定の個人を識別する び「万数手続における特定の個人を識別する。 ための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定 に従い、資格の管理、保険証の発行、所得資 産の管理、保険税(料)の賦課、レセプトの チェック・管理、療養費等の給付、統計処理等 を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務におい て取り扱う。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得 区分の判定の確認	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、 資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理・療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 に関する確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正するよりオンライン資格確認のしくみの導入
令和2年3月10日	システムの名称	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国保情報集約システム 3. 国保総合システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバ	国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	「医療保険制度の適正かつ効 率的な運営を図るための健 康保険法等の一部を改正す る法律」 によりオンライン資格確認の しくみの導入
令和2年3月10日	特定個人情報ファイル名	(1)国民健康保険(資格)ファイル (2)国民健康保険負担区分ファイル (3)宛名情報ファイル (4)資格情報(個人)ファイル	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報 個人ファイル 資格情報 (世帯)ファイル 世帯所得区分情報ファイル	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」 によりオンライン資格確認のしくみの導入
令和2年3月10日	法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30の項 「行政手練における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第16条、第24条	行政手続における特定の個人を購別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号:1項、別等等:1項、別表等一の第16、3の項並びに行政手続における特定の個人を購別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条、第24条、国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	「医療保険制度の適正かつ効 率的な運営を図るための健 康保険法等の一部を改正す る法律」 によりオンライン資格確認の しくみの導入
令和2年3月10日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、1 7、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、94、97、106、109項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1、2、15、10-2、11-2、12、3、15、19、20、2 -2、24-2、25、31-2、33、43、43、44、4、5、10-2、11-2、15、17、22、30、33、39、58、78、109、120項に係る主務省令は未公布 (別表第二における情報照会の根拠)別表第二の第42、44項 「行政手練における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二のの第42、44項 「行政手練における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二のの第号の利用等に関する法律別表第二の主務省令を定める事務を定める命号で成26年内閣府・総務省令第7号)」第25条、第26条		事前	「医療保険制度の適正かつ効 東のな運営を図るための健 康保険法等の一部を改正す る法律」 によりオンライン資格確認の しくみの導入
令和3年6月28日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	法改正により生じた号ずれを 修正するため。
令和4年11月7日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年6月4日 時点	令和4年11月7日 時点		
令和4年11月7日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年6月4日 時点	令和4年11月7日 時点		
令和5年6月23日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年11月7日 時点	令和5年6月23日 時点		
令和5年6月23日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年11月7日 時点	令和5年6月23日 時点		
		I .			1